（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十二条　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第十三条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　定義（第四十八条）」を「第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の三・第四十八条）」に改める。

第三章中「第一節　定義」を「第一節　適用範囲及び定義」に改める。

第三章第一節中第四十八条の前に次の一条を加える。

（適用範囲）

第四十七条の三　この章（第五十六条及び第二款の二を除く。）の規定は、原子力発電工作物以外の電気工作物について適用する。

第五十条第一項第一号中「（原子力発電工作物に該当するものを除く。）」及び「（電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）附則第二条第二項の規定により卸電気事業とみなされた事業を除く。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「又は第二号」及びただし書を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項第三号」を「第一条第二号」に改め、「、原子力設備については、蒸気タービン、補助ボイラー並びに補助ボイラーに属する燃料燃焼設備及びばい煙処理設備の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な次の事項並びに溶接事業者検査に係る次の第八号に掲げる事項について」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第二項から第四項まで」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第五十一条中第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

第五十二条第一項の表第二号中「、原子力発電所」を削り、同表第六号を削り、同表第七号中「（原子力発電所を除く。）」を削り、同号を同表第六号とし、同条第二項中「（原子力発電所を除く。）」を削り、「若しくは七」を「若しくは六」に、「同表七」を「同表六」に、「又は七」を「又は六」に改める。

第六十二条中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第六十三条第四項及び第六十四条第二項中「及びその写し二通」及びただし書を削る。

第六十五条中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第六十六条第五項中「及びその写し二通」及びただし書を削る。

第六十八条中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　使用前検査は、工事の計画に係る全ての工事が完了した時において、電気工作物検査官が特定事業用電気工作物の通常運転時における性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査を行うものとする。

第七十条中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「前号に規定する事業用電気工作物以外の」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第七十一条第二項中「次に掲げる事項」を「工事の工程」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項各号」を「前項」に改める。

第七十一条の二を次のように改める。

第七十一条の二　経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六十九条の検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第七十二条中「第七十六条第一号又は第三号」を「第七十六条第二号」に改め、「（試験）」及び「、その申請が試験のための使用以外の使用に係る場合は第二号の書類を」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第七十三条の二を次のように改める。

第七十三条の二　削除

第七十三条の二の二及び第七十三条の六中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第七十三条の六の二第一項中「経済産業省令で定める事業用電気工作物」を「原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であって経済産業省令で定めるもの」に改める。

第七十三条の八中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第七十四条から第七十八条までを次のように改める。

第七十四条から第七十八条まで　削除

第七十八条の二から第七十八条の六までを削る。

第七十九条中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第八十条中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条　削除

第八十二条の二第二項中「、原子力発電所に係るものは当該検査に係るボイラー等又は格納容器等の存続する期間、それ以外のものは」を削り、「、当該」を「当該」に改める。

第八十三条中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同条第一号中「経済産業大臣（ボイラー等又は格納容器等のうち原子力発電所に係るもの以外のものにあっては、その検査の場所を管轄する産業保安監督部長）」を「その検査の場所を管轄する産業保安監督部長」に改め、同条第二号中「経済産業大臣（その工作物が原子力発電所に係るもの以外のものにあっては、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長）」を「その設置の場所を管轄する産業保安監督部長」に改める。

第八十三条の二中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「直近の通知」を「直近の法第五十二条第五項において準用する法第五十条の二第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条第三号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第八十三条の四を削る。

第八十四条中「機構又は」を削る。

第八十五条中「、特定格納容器等、輸入特定ボイラー等又は輸入特定格納容器等」を「又は輸入特定ボイラー等」に改める。

第八十七条中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条　削除

第八十九条の二中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同条に見出しとして「（定期検査）」を付する。

第九十条から第九十三条までを次のように改める。

第九十条から第九十三条まで　削除

第九十三条の二から第九十三条の四までを削る。

第九十四条第一項中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同項第一号中「であって、原子力発電所に属しないもの」及び「原子力発電所以外に属する」を削り、同項第一号の二及び同条第二項を削る。